

社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会 ボランティアセンター設置規程

(目的)

第1条 この規程は、ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 このセンターは、ボランティア活動の拠点として、いつでも、どこでも、誰でも、ボランティア活動に参加できる体制の整備と、地域におけるボランティア活動の推進を図ることを目的として、社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会（以下「本会」という。）に設置する。

(名称及び位置)

第3条 この名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
琴浦町ボランティアセンター	東伯郡琴浦町大字浦安123番地1

(事務局)

第4条 事務局は、本会に置き、その事務は本会職員が行うものとする。

(事業)

第5条 センターは、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) ボランティアに関する調査、研究及び情報の提供
- (2) ボランティアに関する相談
- (3) ボランティアの登録及び斡旋
- (4) ボランティアの育成・研修
- (5) 各種ボランティアへのネットワーク化支援
- (6) ボランティア活動保険の加入
- (7) ボランティアリーダーの養成
- (8) その他、センターの目的達成のため必要な事業

(推進委員会)

第6条 センターに、推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、センターの業務を円滑に推進するための事項を協議する。

(委員会の組織)

第7条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

- 2 委員は、ボランティア、民生児童委員、本会の役員及び学識経験者等のうちから本会会長が委嘱する。

(委員長、副委員長の選任及び任務)

第8条 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員としての在任期間とする。
- 4 委員のうち、その定数の3分の1を越えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(センターの経費)

第10条 センターの運営に必要な経費は、本会において負担する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要と認められるものについては本会会長が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成16年9月1日から施行する。